

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年1月14日（令和8年（行情）諮問第60号）

答申日：令和8年4月3日（令和8年度（行情）答申第9号）

事件名：「日用品（トイレットペーパー）の自費購入に係る原因分析について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「日用品（トイレットペーパー）の自費購入に係る原因分析について（通達）（陸幕装計第117号。令和3年3月1日）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月2日付け防官文第1622号及び同年3月17日付け同第4431号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア ないしか （略）

（2）原処分2関係

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「陸幕装計第117号（R3.3.1）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和4年2月2日付け防官文第1622号により、本件対象文書のかがみのみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年3月17日付け防官文第4431号により、本件対象文書のかがみを除く部分について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年9か月及び約3年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、3ページのメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年1月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年3月27日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分には、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課需品室需品グループ庁・営担当のメールアドレスが記載されていると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美